

令和 7 年 7 月 1 日から

定期報告制度の調査・検査内容が見直されます

- 国土交通省の告示が改正され、定期調査・検査項目の重複の解消や合理化が行われ、特定建築物から建築設備・防火設備の定期報告に一部の調査項目が移行します
- 調査されなくなる項目が生じる等の影響を考慮し、今後とも建築物の適正な維持保全を確保するため、下記のとおり橿原市建築基準法施行細則を改正します

国土交通省告示の改正については、国土交通省のホームページをご覧ください

(出典：国土交通省 HP)



「特定建築物調査」のみが報告対象のとき、橿原市建築基準法施行細則で調査項目を定めます

「常閉防火扉」に係る調査項目（※ 1）と「換気設備・排煙設備・可動式防煙壁・非常用の照明装置」の作動の状況 及び「換気設備・非常用の照明装置」の物品の放置の状況に係る調査項目（※ 2）を、引き続き、特定建築物調査の調査項目とします

(建築基準法第 12 条第 3 項に基づき、建築設備・防火設備検査として報告することも可能です)

橿原市建築基準法施行細則から抜粋

1	常閉防火扉 (各階の主要なものに限る。)	閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	目視等により確認する。
2		扉の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。
3		扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。
4		固定の状況	目視等により確認する。
5	人の通行の用に供する部分に設ける常閉防火扉 (各階の主要なものに限る。)	作動の状況	扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、必要に応じてプッシュプルゲージ等による閉鎖力を測定する。ただし、各階の主要な常閉防火扉について、 <u>三年以内</u> に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することをもって足りる。
6	照明器具、懸垂物等	防火設備又は戸の閉鎖の障害となる照明器具、懸垂物等の状況	目視等により確認する。
7	居室の採光及び換気	換気設備の作動の状況	各階の主要な換気設備の作動を確認する。
8		換気の妨げとなる物品の放置の状況	目視等により確認する。
9	特別避難階段	階段室又は付室の排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。
10	防煙壁	可動式防煙壁の作動の状況	各階の主要な可動式防煙壁の作動を確認する。
11	排煙設備	排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。
12	非常用の照明装置	非常用の照明装置の作動の状況	各階の主要な非常用の照明装置の作動の状況及び点灯時間を確認する。ただし、自動検査機能を有するものにあっては、自動検査機能による検査終了後における表示等により確認することと足りる。
13		照明の妨げとなる物品の放置の状況	目視等により確認する。

(※ 1)

(※ 2)

「特定建築物調査」と「防火設備検査」が共に報告対象のとき

「常閉防火扉」に係る調査項目（※ 1）は、国土交通省告示の改正により防火設備検査で報告するようになる調査項目ですが、従来どおり特定建築物調査において報告することができます

問い合わせ先
橿原市 都市マネジメント部 建築安全推進課
TEL 0744-47-3517(直通)